

## 産業保健業務基準（令和4年度版）からの変更点

主な変更点は以下のとおり。

### 【業務基準】

#### ○P1 第1章 第2 1 治療と仕事の両立支援対策の普及促進

- ・3段落目「平成30年4月2日付け事務連絡」を「平成30年4月2日付け労健安発第802号」に修正した。

#### ○P2 第1章 第2 2 産業医・産業保健機能の強化

- ・化学物質規制の相談に関する文言を以下のとおりを追記した。

地域窓口においては、～事業場訪問等を引き続き実施するが、令和5年度からは、労働安全衛生法の新たな化学物質規制に関する相談等も含まれることに留意すること。

#### ○P2 第1章 第2 3 メンタルヘルス対策への取組の支援（ストレスチェック制度を含む。）

- ・助成金に関する記載を削除した。

~~また、産業保健関係助成金の利用勧奨を確実にを行い、助成金の利用促進に繋げる。~~

#### ○P3 第1章 第3 1 (6) 両立支援コーディネーター研修の実施

- ・令和2年度以降は本部主催で開催していることから記載を改め、「本部及び労災病院と協力して」を削除し、「本部において～実施する」とした。

#### ○P4 第1章 第3 2 (2) イ メンタルヘルス対策の普及のための個別訪問支援

- ・産業保健関係助成金に関する記載を削除した。

特に、～取り組むとともに、産業保健関係助成金の利用勧奨を行うよう支援を行う。

#### ○P6 第1章 第3 6 団体経由産業保健活動推進助成金（産業保健関係助成金から変更）

- ・令和4年度に産業保健関係助成金を廃止し、新たに団体経由産業保健活動推進助成金の制度を開始したことに伴い、内容を修正した。

- P7 第1章 第4 2 機構本部 (1) 産業保健課
  - ・「予算の執行管理及び補助金の精算業務」を追加した。
- P7 第1章 第4 2 機構本部 (2) 産業保健業務指導課
  - ・「予算の執行管理及び補助金の精算業務」を削除した。
  - ・(2)産業保健業務指導課 「ストレスチェック制度等に係る助成金支給業務」を削除し、「団体経由産業保健活動推進助成金支給業務」を追加した。
- P7 第1章 第4 2 機構本部 (5) 助成金審査員
  - ・「産業保健関係助成金」を「助成金」に変更した。
- P8 第1章 第4 3 (5) 労働衛生専門職 (両立支援担当)
  - ・治療と仕事の両立支援助成金に係る説明についての記載を削除した。
- P13 第2章 第1 1 産業保健関係者への専門的研修
  - ・産業保健関係助成金が廃止になったことに伴い、2段落目を以下のとおり変更した。

平成27年3月20日付け労健福発第345号「平成27年度産業保健活動総合支援事業の推進について」の別添「平成27年度新規事業の実施方法等」(ただし、「I 1 (4) ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成の周知等」は除く。)

- P20 第2章 第1 8 両立支援コーディネーター研修 (削除)
  - ・令和2年度以降は本部主催で開始しているため、産保センターの業務から削除した。
- P21 第2章 第2 1 面談及び通信相談 (面談、電話、メール、FAX)
  - ・3行目 助成金に関する記載を以下のとおり削除した。

**産業保健関係助成金及びメンタルヘルス教育時の相談については4に、**

- P21 第2章 第2 1 (4) 実施方法
  - ・メンタルヘルスに対応可能な医師の産業保健相談員に関する記載を以下のとおり削除した。

産業保健関係者からの相談を平日の9～17時までのうち3時間程度、電話、メール、FAX等により受け付けることができる体制を整備するとともに、~~特にメンタルヘルス対策に関する相談については、原則として月に1回以上、メンタルヘルスに対応可能な医師である産業保健相談員を配置する。~~

○P22 第2章 第2 2 (3) 設置場所

- ・ストレスチェック制度に係る電話相談窓口の設置場所に「石川」を追加した。

○P24～25 第2章 第2 4 メンタルヘルス教育時の相談（「産業保健関係助成金及びメンタルヘルス教育時の相談」から変更）

- ・産業保健関係助成金に関する記載を削除した。
- ・助成金に関する相談を削除することに伴い、様式県2-3を廃止し、メンタルヘルス教育時の相談については様式県1に記録するよう変更した。

対応後、様式県2「メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票」及び様式県1「産業保健相談票」に記録する。様式県1の相談項目は、大分類12「職場におけるメンタルヘルス対策（ストレスチェック制度を除く）」の小分類1「教育研修の実施（管理監督者）」又は小分類2「教育研修の実施（労働者）」を選択する。

○P26 第2章 第2 6 災害被災者のための専用電話相談窓口の設置（新設）

- ・災害被災者のための専用電話相談窓口の対応について記載した。

○P27 第2章 第3 2 (1) 対象者、(3) 内容

- ・産業保健関係助成金に関する記載を削除した。

○P29 第2章 第3 3 (3) 内容

- ・産業保健関係助成金に関する記載を削除した。

○P38 第3章 第1 1 (1) 対象者

- ・産業保健関係助成金に関する記載を削除した。

○P52 第4章 第2 8 研修の実施

- ・両立支援コーディネーター研修について、令和2年度以降は本部主催で開催していることから機構本部の業務に追加した。

○P55 第4章 第9 ストレスチェックの実施及び体制の整備等に対する助成

- ・削除した

○P58 第5章 第3 1 事業実績報告

- ・事業実績システムがデヂエから Google フォームに変わるため「デヂエ」を「事業実績登録システム」に修正した。

産業保健総合支援センターは、デヂエ事業実績登録システムの入力により活

動実績を機構本部産業保健課へ報告すること。

## 【様式】

### ○様式県 1 産業保健相談票

- ・「相談員専門分野」の項目を「相談対応者」の下に移動した。

### ○様式県 2 メンタルヘルス対策促進員による個別訪問支援記録票

- ・事業場規模：300～900人 ⇒ 300～999人 に修正
- ・対応者職：該当箇所にチェックする形式から、該当箇所に人数を入力するように修正
- ・管理監督者向けメンタルヘルス（ストレスチェック含む）教育の実施、若年労働者向けメンタルヘルス（ストレスチェック含む）教育の実施：研修タイトル、実施時間を入力するように変更

### ○様式県 2-2 産業保健専門職・両立支援促進員等による相談対応、個別訪問支援等記録票

- ・実施場所：「電話」「メール」「WEB」を追加
- ・事業場規模：300～900人 ⇒ 300～999人 に修正

### ○様式県 2-3 メンタルヘルス対策促進員による産業保健関係助成金及びメンタルヘルス教育時の相談票【廃止】

- ・産業保健関係助成金が廃止になったことに伴い様式も廃止し、メンタルヘルス教育時の相談は様式県 1 に記載することとした。

### ○様式県 1 3 同意書（両立支援（出張）相談窓口版）

- ・氏名欄の上の「自署」の文言を削除した。

### ○様式地 1-1 健康相談・面接指導利用申込書

- ・企業の情報に、「本社の有無」の項目を追加した。
- ・「地域窓口の利用状況」の項目を追加した。

### ○様式地 2 健康相談・面接指導実施台帳

- ・「本社の有無」「利用状況」の項目を追加した。

## 【その他】

- 字句修正及び年度修正を行った。